

省 令

○農林水産省令第四十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成八年九月十七日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物欄中「レモンであつて」を  
「レモン並びにネーブル種及びパレンシア種のス  
ウイトオレンジであつて」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。